

# #コロナに負けるな

## 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク導入に関する助成金 (働き方改革推進支援助成金) について

### 【助成金の概要】

令和2年5月31日までに

- 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク勤務を新規導入する
- 実際に従業員様が1人でもテレワーク勤務をしている

上記の場合に、テレワーク導入にかかった費用の**半額**(100万円まで)が助成されます。

※ 労災保険に加入している中小企業が対象

	助成金の対象となる取り組みと費用
テレワーク用通信機器の導入・ 運用に要した経費  購入費 備品費 委託費 借損料	* シンクライアント端末 * UTM(セキュリティルータ) * Web会議用機器 * 社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア * 保守サポートの導入 * クラウドサービスの導入 ※ シンクライアント以外のパソコン・タブレット等の購入費用は対象外となります。ただしレンタルやリースで、5月31日までに利用し、経費を支払っていただければ対象となります
その他	* 就業規則、労使協定等の作成・変更 * 社員への研修 など

◆ 今まで働き方改革の一分野として検討されてきたテレワークでしたが、新型コロナウイルスの影響で導入を余儀なくされた会社様もあるかと思います。付け焼刃的・一時的な措置ではなく、“ずっと使えるテレワーク”を検討しませんか。

◆ テレワーク導入～就業規則の作成、助成金申請までをワンストップでご支援いたします。

コロナ禍による厳しい日々が無事に日常へと戻ることを心よりお祈りいたします

ノールネットワークス合同会社

Tel: 0956-76-7098

mail:info@knoll-networks.co.jp <https://knoll-networks.co.jp>